

国 道 利 第 57 号
令和7年11月4日

つくば市政策イノベーション部長 殿

国土交通省道路局路政課長
(公 印 省 略)

つくば市におけるパーソナルモビリティポートの道路の占用について

平素より道路行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

パーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車）のポートについては、道路の構造からみて、道路の交通に支障が及ぼすおそれが少ない場所において、かつ、柵やチェーン等を設けることにより当該ポートが一般交通の用に供しないと認められる場合、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定に基づく道路の占用の許可を受けることにより道路に設置することができる物件等とすることができます。

つくば市に設置されるパーソナルモビリティポートについても、例えば、つくば市が参画する国家戦略特別区域会議において、上記のような場所に設置することをあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けたものについて、同項に規定する道路の占用の許可を受けることにより道路に設置することができる物件等とする考えられますので、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

なお、区域計画に位置づけのないパーソナルモビリティポートについても、上記のような場所において、かつ、ポートが柵やチェーン等により一般交通の用に供さない場所であると認められる場合は、同項に規定する道路の占用の許可を受けることにより道路に設置することができる物件等とすることも可能ですので、ご留意いただきますようお願いいたします。